

# 離婚届記入例(協議離婚の場合)

## 離婚届

令和4年4月1日 届出

徳島県小松島市長 殿

◎本籍地と違う役場へ提出される場合は、戸籍謄本(戸籍全部事項証明)が必要になります。  
※消せるボールペンや鉛筆などで記入しないようにお願いします。

(1) 氏名	夫 小松島 太郎 妻 小松島 みずき
生年月日	夫 昭和50年5月5日 妻 昭和54年3月3日
住所	夫 徳島県小松島市横須町1番1号 妻 徳島県小松島市坂野町字平田24番地の2
本籍	徳島県小松島市横須町1番地
父母及び養父母の氏名	夫の父 港 父助 続柄 妻の父 花 父郎 続柄 母 港 母美 長男 母 花 母子 二女
養父母の氏名	養父 小松島 父男 続柄 養父 花 父也 続柄 養母 小松島 母代 養母 花 母恵 続柄
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
もどる者の本籍	徳島県小松島市坂野町字平田24番2の氏名 花 みずき
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 小松島 海子 妻が親権を行う子
同居の期間	平成17年6月から 令和4年3月まで (別居したとき)
別居する前の住所	徳島県小松島市横須町1番地
別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4.3に当てはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4に当てはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯
夫妻の職業	夫の職業 02 妻の職業 02
届出人署名	夫 小松島 太郎 印 妻 小松島 みずき 印
事件簿番号	連絡先 電話 0885 ( 32 ) 2112 (自宅) 勤務先 [ ]・携帯

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名 小松島 父男 印 山桃 木実 印
生年月日	昭和21年8月2日 昭和55年7月15日
住所	徳島県小松島市横須町1番1号 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
本籍	徳島県小松島市立江町字清水184番の1 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番号

協議離婚の場合は証人2名(成人)が必ず必要です。証人本人が記入してください。証人欄に記入がない協議離婚届は受理できません。

婚姻中の本籍と筆頭者の氏名を記入してください。

実父母及び養父母の氏名を記入してください。(亡くなられていても記入してください。)また、離婚その他で父母の氏が変わるときは、変更後の氏を記入して下さい。他にも養父母がいる場合は、その他欄に「(例)夫の養父 港 父一 続柄 養子」の様に養父母の氏名等を記入してください。

婚姻したときに氏が変わった、妻(または夫)が、婚姻する前の氏にもどる場合のみ記入してください。新しく戸籍をつくる場合は、新しい本籍を定め、筆頭者の氏名は婚姻前の氏に戻った妻(または夫)の氏名を記入して下さい。※離婚後も婚姻中の氏(現在の氏)を続けたい場合は、左の欄には何も記入せず、『離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)』と一緒に提出してください。

未成年の子がいるときは、夫妻のどちらが親権を行うかを定め、子の氏名を記入して下さい。ただし、親権の指定だけでは親権者の戸籍にお子様は入ることができません。離婚後、家庭裁判所の許可と入籍届の届出が別途必要です。ご相談ください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。(面会交流)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。(養育費の分担)  
取決めをしている。  
取決め方法: ( 公正証書 それ以外 )  
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

国勢調査の年(2025年、2030年、2035年…)のみ記入してください。別紙、職業例示表から番号を選択してください。

本人が署名してください。婚姻中の氏で記入してください。

必ず昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。

お問い合わせは 小松島市 戸籍住民課 (市役所内1階①番窓口) TEL0885-32-2112 まで

午前	年月日
午後	時 分 受領
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
使者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
送付	年月日